本号で公布された法令のあらまし

◇在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令（政令第一七三号）（外務省）

1　在外公館に勤務する外務公務員に支給する在勤基本手当の額を改定することとした。（別表第一関係）

2　この政令は、公布の日から施行し、改正後の別表第一は令和七年四月一日から適用することとした。

◇生産緑地法施行令の一部を改正する政令（政令第一七四号）（国土交通省）

1　生産緑地地区内における市町村長の許可等を要しない行為から、生産緑地法第八条第二項第一号ハ及び二並びに第二号に規定する施設の設置等に係る行為を除くこととした。（第六条第三号関係）

2　この政令は、令和七年五月一日から施行することとした。

◇外国為替令等の一部を改正する政令（政令第一七五号）（経済産業省）

一　外国為替令の一部改正関係

核兵器等の開発、設計又は使用のために利用されるおそれのある貨物の設計、製造又は使用に係る技術を輸出貿易管理令（昭和二四年政令第三七八号）別表第三に掲げる地域である外国において提供することを目的とする取引等について、許可を要することとした。（第一七条及び第一八条の二関係）

二　輸出貿易管理令の一部改正関係

1　別表第三に掲げる地域を仕向地とする核兵器等の開発、製造、使用又は貯蔵のために利用されるおそれのある貨物の輸出等について、許可を要することとした。（第一条及び第四条第二項関係）

2　銃砲等の貨物を無償等で輸出する場合について、許可を要しないこととした。（第四条第一項ただし書関係）

3　核兵器等以外の兵器等の開発、製造又は使用のために用いられるおそれのある工作機械等の貨物の輸出について、許可を要することとした。（第四条第一項第三号及び第四号並びに別表第一関係）

三　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う外国為替令等の臨時特例に関する政令の一部改正関係

合衆国軍隊、合衆国軍隊の構成員、軍属、これらの者の家族、軍人用販売機関等、軍事郵便局、軍用銀行施設及び契約者等については、外国為替令（昭和五五年政令第二六〇号）第一七条第二項から第四項までに規定する義務を免除することとした。（第九条関係）

四　附則関係

関係政令について所要の規定の整備を行うこととした。（附則第二項関係）

五　施行期日

この政令は、一部の規定を除き、公布の日から起算して六月を経過した日から施行することとした。

政　令

在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年四月九日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第百七十三号

在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第十条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令（昭和四十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。